

クラブハウス棟規約

第1章（総則）

第1条（目的）

この規約は、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（以下、SFC）のクラブ室棟A（φ館）及びクラブ室棟B（ψ館）の2棟（以下、クラブハウス棟と称する）について、民主的な決議による自治運営を行い、以てSFCに所属する学生の自由な活動を実現可能な場所とすることを目的とする。

第2条（定義）

この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- A. クラブハウス棟 慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（以下、SFC）のクラブ室棟A（φ館）及びクラブ室棟B（ψ館）の2棟
- B. 利用団体 本規約の定めるところにより、クラブハウス棟に入居している団体
- C. 利用団体の代表者 利用団体の委員長、代表その他各団体が定める長の地位にある者

第3条（構成）

第1条の目的を達成するために、クラブハウス棟は、利用者協議会と執行委員会を設置する。

第4条（期間の定め）

クラブハウス棟では、4月1日より9月30日まで及び10月1日より翌年3月31日までを「期」と称し、特に前者を「前期」、後者を「後期」と称する。

第2章 利用団体とその権利及び付随する義務

第5条（入棟資格）

クラブハウス棟への入棟資格は、慶應義塾大学に公認学生団体として登記されている団体に限る。ただし、執行委員会が特別に認めた場合は、この限りではない。

第6条（入棟審査）

クラブハウス棟への入棟審査は、執行委員会がこれを行う。

第7条（登記）

クラブハウス棟に入棟する利用団体は、次の各号について執行委員会に登記を行うものとする。

- A. 団体名
- B. 団体規約
- C. 代表者（原則として公認学生団体の学生責任者またはクラブハウス棟担当者とする）
- D. 代表者の連絡先
- E. その他規程で定めるもの

第8条（退棟）

クラブハウス棟からの退棟は、執行委員会へ提出し、執行委員会委員長（以降、委員長と称する。）が承認した場合、成立する。ただし、委員長は特別な理由がない限り、承認しなければならない。

第9条（利用団体の義務）

- 1. 利用団体は、本規約及び各規程並びに各細則を遵守しなければならない。
- 2. 利用団体は、クラブハウス棟の安全・快適な利用環境の維持に協力しなければならない。

第3章（利用者協議会）

第10条（利用者協議会）

- 1. 利用者協議会は、利用団体の代表者で構成される、クラブハウス棟の意思決定機関である。
- 2. 利用者協議会は、以下各号の組織により構成される。
 - A. 総会

第11条（総会）

1. 総会は、クラブハウス棟運営における最高決定意思機関である。
2. 総会は、以下各号の場合に招集される。
 - A. 委員長の任期満了又は辞職に伴う委員長の選任が必要な場合
 - B. 全利用団体の三分の一以上が総会の招集を要求した場合
 - C. その他委員長が必要と認めた場合
3. 定例総会の招集は、委員長がこれを行う。ただし、電子的手段を用いて、実施することができる。
4. 総会は、構成員の三分の一の出席を以て成立する。

第12条（総会の議決）

1. 総会の議事は、出席した利用団体の代表者又はその代理人の過半数でこれを決する。可否同数の場合、議長は決裁権を有する。
2. 総会は、以下各号の議決を行う。
 - A. 委員長の選任
 - B. 委員長が提出した議案
 - C. 利用団体から提出された議案
3. 利用団体の代表者は、総会にて、発議権と議決権を有する。
4. 総会の議案提出及び議決は、電磁的方法により行うことを妨げない。

第13条（総会の議長）

総会の議長は、副委員長が兼務する。ただし、特別な要請があった場合は、委員長は臨時議長選出の議案を取り扱わねばならない。

第14条（利用者協議会規程）

利用者協議会のその他の事項に関しては、規程により定めるものとする。

第3章（執行委員会）

第15条（執行委員会）

執行委員会は、利用者協議会の委任を受け、クラブハウス棟の運営及び管理を管轄する執行機関である。

第16条（構成）

執行委員会は、次の各号に掲げる役職から構成される。

- A. 委員長
- B. 副委員長
- C. その他委員

第17条（委員長）

- 1. 委員長は、執行委員会の業務を指揮及び監督する。
- 2. クラブハウス棟は、外部に対し代表者を指定する必要がある場合、委員長がその任を果たす。
- 3. 委員長は、総会に対し、業務報告を行わなければならない。
- 4. 委員長は、次の各号に掲げる要件を一つ以上満たす者から、規程の定めにより、総会で選任する。
 - A. 利用団体の代表者である者
 - B. 利用団体の代表者1名以上の推薦を受けた者
 - C. 前任の委員長の推薦を受けた者
- 5. 委員長の任期は、2期とする。ただし、再任を妨げない。

第18条（副委員長）

- 1. 副委員長は、委員長の業務を補佐し、委員長が欠けたときにこれを代行する。
- 2. 副委員長は、委員長が指名する。

第19条（委員）

その他の委員は、執行委員会規程の定めに基づき、委員長の指名により就任する。

第20条（業務）

- 1. 執行委員会は、以下の各号の業務を行う。
 - A. クラブハウス棟の管理運営の基本業務
 - B. 入棟申請その他の申請の受理及び処理に関する業務
 - C. 鍵の貸し出しに関する業務
 - D. 湘南藤沢事務室との各種連携に関する業務

E. その他本規約、規程及び細則に基づく業務及びクラブハウス棟の運営において必要とされる事項

2. 執行委員会は、前項の業務をするために必要な権限を有する。

第21条（執行委員会規程）

執行委員会のその他の事項に関しては、執行委員会規程によるものとする。

第5章（財務）

第22条（徴収）

執行委員会は、クラブハウス棟の自治運営のために、金銭を入棟団体より徴収することができる。徴収の要件、金額及び手続は、規程により定める。

第23条（会計報告の義務）

執行委員会は、総会において予算案及び決算報告を提示しなければならない。

第6章（罰則と不服申し立て）

第24条（罰則）

1. 執行委員長は、本規約及び各規程に違反した利用団体に対し、退棟及び利用停止その他の罰則を科すことができる。
2. 執行委員長は、本規約及び各規程並びに各細則の規定に違反した委員に対し、罰則を科すことができる。
3. 細則には、規程の委任がない限り、罰則を設けることが出来ない。
4. 罰則の適用に当たっては、規程の定めるところにより、適正な手続を保障するものとする。

第25条（不服申し立て）

1. 利用団体及び委員は、罰則の適用に不服がある場合、その通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、執行委員長に再調査を求めることができる。
2. 執行委員長は、罰則の再調査の請求があった場合、事実の調査及び処罰内容の決定を再度行わなければならない。再調査の終了まで、罰則の適用は延期される。

3. 前項の場合、執行委員長は、利用団体及び委員の不利益に処罰内容を変更することはできない。
4. 再調査を請求した者がその結果に不服のある場合、または執行委員長が別途必要と認めた場合、総会による再決定を求めることができる。

第7章（規程及び細則）

第26条（規程及び細則への委任）

本則に定めのない事項は、規程及び細則で原則定める。ただし、執行委員会の簡易な指示で済む場合はその限りではない。

第27条（規程）

規程案は、委員長が承認した時、規程となる。ただし、本規約に反する規程は、効力を有しない。なお、規程案が承認された場合、委員長はその直後の総会に報告しなければならない。

第28条（細則）

委員長は、細則を定めることができる。ただし、本規約及び規程に反する細則は、効力を有しない。

第29条（規程及び細則の発効）

規程及び細則は、公式HP（<https://clubhouse.sfc.keio.ac.jp/>）上に掲載された時点でその効力を有するものとする。

第8章（附則）

第30条（改正）

本規約の改正には、総会で過半数の賛成を必要とする。

第31条（施行に係る補則）

1. 本暫定規約は、2023年4月1日に施行する。ただし、本規約の定めにしたがって開催された総会において、正式な規約が制定された場合、本規約は効力を失う。

2. 本規約の制定前に執行委員長に就任した者は、本規約の発効によりその地位を失うことは無い。ただし、本規約の定めにより新たに委員長が選任された場合、当然にその地位を失う。

制定及び公布 2023年4月1日

執行委員会 委員長 山田健太